

「日本東北遊楽日 2023 大船渡・住田定住自立圏出展、運営等支援業務」企画提案の検討のための質問に対する回答

| 項 目 | 質問内容 | 回答内容 |
|--------------------------------|--|---|
| (3) 旅行に関する事項_エ 事業者の費用負担について | 仕様書では、旅費・宿泊費の半分を事業者負担となっていますが、高額になり参加者が集まらない可能性も考えられるため、一律〇万円のように半分以下の金額での募集でも問題ないでしょうか？ | 事業者の費用負担については、定額の料金設定はせずに、旅費・宿泊費の2分の1を自己負担としてください。 |
| (3) 旅行に関する事項_エ 事業者の費用負担について | ここで発生する負担金の扱いは、事業予算とは別に、受託者の売上として計上していいものでしょうか？ もしくは、事業者負担金+事業見積もりが予算上限を超えないような設計が必要でしょうか？ | 事業者の自己負担金については、事業の見積りとは別に計上してください。よって、事業提案の設計において、見積りに事業者の自己負担分を考慮する必要はありません。 |
| (3) 旅行に関する事項_オ 自治体職員の日当について | 大船渡市及び住田町の旅費支給条例は以下の内容の認識で問題ないでしょうか？ 大船渡市 https://www.city.ofunato.iwate.jp/reiki/H328901010021/H328901010021.html 住田町 https://en3-jg.dl-law.com/sumita/dlw_reiki/H332901010016/H332901010016.html また、上記条例内に食卓費という項目も確認できましたが、この部分の計上も必要でしょうか？併せて、精算方法はどのようになりますでしょうか？ | 旅費支給条例については、認識のとおりで問題ありません。ただし、外国旅行の旅費に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）を準用することから、あわせて確認してください。 また、食卓料については、水路及び航空機による旅行の場合に、宿泊料が支給されないことに対する均衡を考慮した旅費であり、船賃もしくは航空賃とは別に食費を要する場合又は船賃もしくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する旅費であることから、今回の事業では、計上する必要はありません。 |